

指令 衛 第10405号

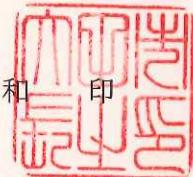
一般廃棄物処理業許可証

住 所 島根県大田市久手町刺鹿1207番地1
氏 名 有限会社 三島パーツ
代表取締役 春木 真 様

令和5年10月11日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第6項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年10月9日

大田市長 楢野 弘和 印



1 許 可 番 号	第1005号	
2 許 可 す る 期 間	令和5年10月22日 から 令和7年10月21日まで (令和6年5月8日から代表者変更による書換) (令和6年10月9日から許可車両追加による書換)	
3 事 業 の 範 囲	事 業 の 区 分	○ 収集運搬業 ・ 処分業
	一般廃棄物の種類	可燃物・不燃物
	営 業 区 域	大田市
4 事務所及び事業所の所在地	事務所 大田市久手町刺鹿1207番地1 電話番号 0854-82-8046	
	事業所 大田市久手町刺鹿1207番地1 電話番号 0854-82-8046	
5 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所、主要な設備の構造又は規模、車両の種別並びに台数(許可車両については裏面記載)	積替え保管する一般廃棄物の種類 : 不燃物のみ 積替え保管場所 : 大田市久手町刺鹿1207番地1 面 積 : 4.12m ² 保管量 : 上限3.71m ³ 高 さ : 0.9m 許可車両 : 4台(裏面) ※令和6年5月8日受付変更届出(代表者変更) ※令和6年10月9日受付変更届出(許可車両1台追加)	

5 許可の条件

1) 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。

2) 営業にあたっては、関係法令、条例及び規則を遵守すること。

3) 事業の用に供する施設等は、常に清潔を保持し、当該施設から廃棄物が飛散し、および流出し、並びに悪臭が漏れないようするなど周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分注意するとともに必要な措置をとること。収集運搬業にあたっては、走行中は積載物が飛散し、および流出し、並びに悪臭が漏れないよう十分注意するとともに必要な措置をとること。

4) 大田市の定めた分別基準に従い分別収集を行うこと。また、搬入先の処理施設内においては関係職員等の指示に従うこと。

5) 毎月10日までに前月分の業務の実績報告書を大田市へ提出すること。

6) 許可業者であることに自覚を持ち、環境衛生の向上に努めるとともに、大田市の施策に積極的に協力すること。

7) 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。

- ①許可証を事務所等の見やすい場所へ掲示すること。
- ②許可証を他人に譲渡し、または貸与しないこと。
- ③自己の名義をもって他人にその営業をさせないこと。
- ④車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、または許可証を棄損、汚損、及び紛失したときは、直ちに届出すること。
- ⑤廃業したとき、許可を取り消されたとき、または許可証の再交付を受けた後亡失した許可証を発見したときは、直ちに返納すること。

【許可車輛】